

2017年度③

# 小 論 文

(全 11 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 小論文③

課題文を読んで、以下の設問に解答しなさい。

法廷で1人の被告が罪を疑われている。有罪か無罪かを決めるのは陪審員たちの多数決だ。しかしどの陪審員も罪の有無を100%の確率で判断することはできない。間違える可能性があるわけだ。間違えるとは何か。有罪が真実のときに無罪と判断してしまうこと、無罪が真実のときに有罪と判断してしまうことだ。

真実は神のみぞ知る。人間の理性による判断はそれに及ばない。しかし罪の有無を、表と裏が半々の確率で出るコイントスで決めることと比べれば、人間の理性による判断のほうが優れているのではないか。つまり人間の理性による判断が正しい確率を $v$ で表すと、その値は1よりは低いが、0.5よりは高い。

1人の陪審員が正しい判断ができる確率、すなわち「有罪が真実のときに有罪と判断でき、無罪が真実のときに無罪と判断できる確率」が $v$ である。逆に、間違える確率は $1-v$ だ。ところで $v$ は *vérité* (真実) の頭文字で、この記法はコンドルセに従っている。通常なら確率を表記するときには $v$ でなく、*probabilité* (確率) の頭文字  $p$  を用いるので、これはコンドルセの問題意識の反映にほかならない。

コンドルセの問題意識とは何か。それは多数決の判断が正しい確率はどれほどのものになるかということだ。例えば3人の陪審員(アラン、ジャン、フランソワ)がいるとして、多数決の結果が正しくなる確率はいくらになるか。その確率を求めるため、ここでは簡単のため $v$ を0.6として考えていこう。八つの場合分けが必要だが、それぞれのケースを丁寧に見ていく。

ケース1 3人全員が間違える。このときは当然、多数決の結果は間違い。

ケース2 アランだけが正しく、他の2人は間違える。このとき1対2なので、間違えている側が勝つ。つまり多数決の結果は間違い。

ケース3 ジャンだけが正しく、他の2人は間違える。このとき1対2なので、間違えている側が勝つ。つまり多数決の結果は間違い。

ケース4 フランソワだけが正しく、他の2人は間違える。このとき1対2なので、間違えている側が勝つ。つまり多数決の結果は間違い。

ケース5 アランとジャンは正しく、フランソワは間違える。このとき2対1なの

で、正しい側が勝つ。つまり多数決の結果は正しい。

ケース6 アランとフランソワは正しく、ジャンは間違える。このとき2対1なので、正しい側が勝つ。つまり多数決の結果は正しい。

ケース7 ジャンとフランソワは正しく、アランは間違える。このとき2対1なので、正しい側が勝つ。つまり多数決の結果は正しい。

ケース8 3人全員が正しい。このときは当然、多数決の結果は正しい。

さて、多数決の結果が正しくなるのはケース5からケース8、つまり3人のうち2人以上が正しいときである。そうなる確率は、ケース5からケース8が起こる確率の和である。計算するとその値は下記の式のように0.648となる。この値が $v = 0.6$ より高いという点が重要だ。つまり陪審員3人で判断するほうが、1人で判断するよりも正しい確率が高くなる。

$$3 \times 0.6^2 \times (1 - 0.6) + 0.6^3 = 0.648$$

0.648だと0.6と差があまりないように見えるかもしれないが、陪審員の数を増やすと、多数決の結果が正しい確率は急速に大きくなる。例えばその値は7人で0.7を超し、101人だと0.97を超す。意外な結果かもしれないが、その理屈は難しくない。

まず当たり前だが、1人だけで正しく判断できるのは、その1人が正しいときだけだ。1人中1人という全員である。

ところが3人ならどうなるか。3人のうち2人が正しければ、多数決の結果は正しくなる。3人全員までが正しくある必要はない。このハードルは陪審員の人数を増やすとさらに下がる。例えば9人だと、そのうち5人だけでも正しければ多数決の結果は正しくなる。101人ならほぼ半数の51人だけでよい。

多数決のもとでは、正しい判断をする者が半数をわずかにでも越しさえすれば、結果が正しくなるからだ。そのハードル、つまり正しい判断をする者が過半数となる確率は、陪審員の人数が増えるにつれ、100%近くまで上昇する。

技術的なことをいえば、これは統計学でいう「大数の法則」の応用である。これは大まかに言えば「統計のデータが増えるにつれ、そのデータの平均は真の平均に近づく」というものだ。例えばサイコロでいうと、何度も振るにつれて、各面が出た回数の割合は1/6に近づいていく。陪審員でいうと、人数が増えるにつれて、正しい判断

をする者の割合が $v$ に近づいていく。そして $v$ は0.5より高い、つまり正しい判断をする者の割合が50%を超すので、多数決の判断が正しい確率は100%に限りなく近づく。

極端な話、陪審員が多いどころか、いっそ無限人いるとしよう。そのうち個々の1人が正しい判断をする確率は $v$ なので、無限人のうち正しい判断をする者の割合はちょうど $v$ である。そして $v$ は0.5より高いので、過半数の陪審員が正しい判断をするということで、多数決の結果は必ず正しい。100%の正確率というわけだ。

陪審定理の結果は驚きだが、トリックを知ればそれが成り立つのは直観的であろう。その厳密な証明は、大学レベルの数学の知識があれば容易に追うことができる。むしろコンドルセの画期性は、多数決という社会制度の性能評価に「大数の法則」という統計学の成果を使うという、着想の新奇性にある。

さて、現実には陪審員の数は有限なので、正確率は100%にまでは至らない。しかし人数が増えるにつれ、それは100%に限りなく近づいていく。これを陪審定理という。

つまり自分は「有罪」を投じたが、多数決の結果が「無罪」であったときには、自分の判断は高い確率で間違えていたというわけだ。自分の意に沿わない、気に入らない結果が出たと考えるべきではない、自分が間違えていたわけだから。

陪審定理が成り立つためには以下の二条件が満たされている必要がある。

**条件1** 陪審員は被告人と事件に関する情報を適切に与えられており、自分の理性を働かせようと努めること。いわば情報開示がなされており、また偏見や思い込みで判断しない。これにより $v$ が0.5より高いと想定できる。

**条件2** 陪審員は自分の頭で考えて有罪か無罪かを判断すること。投票の前に討議の機会があってもよい。ただし、その場の雰囲気流されたり、勝ちそうな方を予想してそちらに投票したりしない。これは $v$ が統計的に独立であることを意味する。

陪審定理の数学的な一般化は多くなされており、実際には条件1と条件2はかなり緩めることができる。しかし大意として、陪審員たちが平均的にコイントスより正しい判断ができること、そして彼らの判断に独立性が高いことは、陪審定理の成立にとって本質的である。つまり条件1と条件2は概ね成り立たねばならない。

なるほど条件1と条件2が成り立つよう陪審の場を整えることが大事なのだ、と話

は終わらない。むしろこれは出発点である。

コンドルセの議論を整理していま述べた形の結果に「陪審定理」と名付けたのは、先にも登場したダンカン・ブラックである。彼が1958年の著書『委員会と選挙の理論』のなかでそう名付けた。陪審定理とは巧みな命名だが、コンドルセが考えていたのは陪審ではなく通常の投票であった。そこでの「正しい」判断とは何を意味するのか、ブラックはコンドルセの意図にまでは深く注意を払っていない。

そこでコンドルセが述べた、法案の賛否を表明する投票において、有権者が取るべき心的態度について注目しよう。

これは私自身ではなく、全員にとっての問いなのだ。つまり私は、私だけにとってよいと思うものを選ぶべきではない。自分自身の意見から抜け出たうえで何が理性と真理に適合するか選ばねばならない。(Condorcet 1785, pp. cvi-cvii)

それでも意識しているのだが、まだいささか文意が汲みにくい。しかし「自分自身の意見から抜け出たうえで」を「自分だけの利益から抜け出たうえで」と解釈すると、文意は汲みやすいだろう。要するにコンドルセいわく、投票において有権者は、自分だけに関わる私的な利益ではなく、自分が関わる公的な利益への判断を求められているのだ。こう読むと陪審定理における「正しい」の意味は通常の投票でもひとまず通じる。

この文章が、ルソーを強く念頭に置いていたものと指摘したのが、現代の政治学者バーナード・グロフマンとスコット・フェルドである。彼らは1988年のアメリカン・ポリティカル・サイエンス・レビュー誌に「ルソーの一般意志——コンドルセ流の観点」という論文を発表し、ルソーによる次の文章をコンドルセの先の文章と比較し論じた。

人民集会に法案がかけられたとき、人民に問われているのは、彼らがそれを認めるか否かではない。問われているのはその法案が、人民の意志である一般意志に合致するか否かである。(ルソー『社会契約論』第四編二章)

「一般意志」という言葉はひとまず置くとして、よく読むとコンドルセとルソーの

文章は類似している。これに限らずコンドルセは著作でルソーの『社会契約論』を明らかに意識した文章をいくつも書いている。コンドルセによる投票研究の思想的源流はルソーにある、というのがグロフマンとフェルドの発見であった。

そして一般意志だが、これはルソーの政治思想の核心にある、平易とは言いがたい概念である。次節でその大まかな解説をするが、ここでは一般意志を「人々の共存と相互尊重を志向する意志」のように捉えておけば、コンドルセとルソーの文章の類似性は一層明確であろう。

ところで出版年でいうと、ルソーの『社会契約論』は1762年、コンドルセの『多数決による決定の蓋然性への解析の応用』は1785年なので、コンドルセのほうが後である。当時『社会契約論』は禁書指定を受けながら密かに読まれていたものなので、コンドルセはルソーについて明示的に述べなかったのだと思われる。

多数決をめぐる最大の倫理的課題は、なぜ少数派が多数派の意見に従わねばならないのか、というものだ。従わなければ罰されるからというのは服従する理由であって、従うべき義務の説明にはなっていない。また「結果がこうなったのだから従うのが義務だ」というのは義務の押し付けであって、その「義務」の正しさを生じさせることに成功していない。すなわち多数決においては結果に従うべき正当性が求められる。

陪審の評決については、多数派の判断が正しい確率が非常に高い、というのがその正当性を支えていた。では法案の審議ではどうか。多数派の判断が一般意志に合う確率が非常に高い、とはどのような正当性を与えるのか。それを理解するためにはルソーの議論における、一般意志と立法について知る必要がある。そしてそれらの議論は、望ましい集約ルールが何であるかの探究を超えて、近代市民社会を支える根本理念を、私たちに強烈に照射することになる。

人民主権論を打ち立てたジャン=ジャック・ルソーはフランス革命の思想的な象徴であり、政治思想に関するもののみならず、小説や自伝などさまざまなジャンルの著作で知られている。これから触れるのは『社会契約論』、人民主権の原理を突き詰めて追究した彼の主著の一つである。旧体制下の1762年に出版されたが主に宗教上の考えが理由で発禁となり、革命後の動乱期においては聖典のように扱われた。日本では明治期に中江兆民が部分訳を『民約論』として公刊し、自由民権運動の時代精神をかたどった。

『社会契約論』はルソーが圧巻の筆力で、入り組んだ論理を疾走しながら次々と概

念を生成していく、難解だが明晰な書物である。要約にはまったく向いていない。ここでは本書と直接の関係が深い内容に焦点を絞り、補助的な説明を加えつつ、骨子を説明していく。

ルソーは1755年の前著『人間不平等起源論』で、社会で不平等が拡大するなかで人間同士が疎外していくプロセスを描いた。そこには支配する者と、支配されるものが現れ、支配する者のなかには高慢と虚栄がはびこり、支配される者のなかには卑屈と追従が生まれる。

究極的にはそれは、少数の富者に政治的権力が集中し、多数の弱者が奴隷のようになる状態へと行きつく。そこでは支配する少数の富者さえも、高慢と虚栄に捕らえられた欲望の奴隷である。富者が奴隷とは何だと思うかもしれないが、立派な衣装を着た操り人形が、欲望という名のご主人様に操られているイメージである。悲惨と悪徳に満ちた状態。『人間不平等起源論』はネガティブな著作だといってよい。

ではそのプロセスから抜け出すことは人間に可能か。『社会契約論』はその可能性を探る、よりポジティブな著作だといえる。しかし楽観的とはいえない。むしろルソーが探るのは一筋の光明である。自由な社会の設立はいかにして可能で、その運営はどのような原理に基づかねばならないのか。

ここでいう自由は奴隷の反意語と考えてよい。そして奴隷はルソーがよく引き合いに出す語である。「奴隷は鉄鎖のなかですべてを失ってしまう。そこから逃れたいという意欲までも」というフレーズは特によく知られている。圧政に隷従し、卑屈と追従を続けるうちに、奴隷はその状態に飼い馴らされてしまうというわけだ。

奴隷状態は正当化できない。奴隷がその状態に飼い馴らされているのなら、それは最初の暴力に負けたことに起因しており、奴隷として服従する義務を引き受けたからではない。そして、もし飼い馴らされていないなら、いまの暴力にやむなく従っているだけだ。暴力に支配されることと、義務を遂行することは、まったく別種の行為である。奴隷状態は権利や義務でなく、暴力が生み出したものに過ぎない。

どうすれば正当な、人間が奴隷にならない、自由にいられる社会を築けるのだろうか。そのための手段が、互いを対等の立場として受け入れ合う社会契約である。それは何か。

ルソーの構想する社会契約において、人々是一个の分割不能な共同体へと結合し、また彼らはすべての権利を共同体に渡して一つに束ねる。これが契約行為である。

各人が契約する相手は、神様でも王様でも他人でもなくて「自分たち」、つまり自

分を含む契約当事者たちが構成する共同体である。この共同体を人民という。また、束ねた権利のことを主権という。人民に主権は属するので、これを人民主権という。人間は多様だが、彼らが行う契約行為は完全に等しいゆえ、社会契約は人々のあいだで完全に対等である。ではこの共同体はいかにして運営されるのか。キーワードは一般意志である。

ルソーの議論において、人民は一般意志の指揮のもとに置かれるとされる。だがこれは誰かや何かの管理下に置かれるわけではない。

人民とは構成員たちからなる一個の分割不能な共同体であり、一人ひとりの構成員ではない。そして一般意志とは、個々の人間が自らの特殊性をいったん離れて意志を一般化したものだ。意志を一般化するとは、自己利益の追求に何が必要かをひとまず脇に置いて、自分を含む多様な人間がともに必要とするものは何かを探ろうとすることである。

それゆえ一般意志は人々を対等に扱い、人間に共通の必要を尊重し、平等性を志向する傾向を持つ。個人が特殊的な「私」の次元から一般的な「公」の次元へと思考を移すという、熟議的理性の行使——それを意志の一般化と呼ぼう——を通じて自分たちで共同体を運営するのが、人民が一般意志の指揮のもとに置かれるということだ。

これを特に難しく捉える必要はない。自治には公私の区別が必要だということ、純化して表現したものだからだ。要するに、私的領域では自分のことだけを考えるのが許容されても、公的領域ではそうではないということだ。公私の領域に区別がないと、往々にして「公」の名のもとに「私」が踏みにじられる。だからそれはあったほうがよい。

「熟議的理性」という言葉に一点注意しておく。英語だと熟議は *deliberation*（仏語だと *délibération*）だが、この語は熟慮をも意味する。だから英語の *deliberation* を和訳するときには、熟議なのか熟慮なのか、日本語の選定に注意せねばならない。熟議だと複数の人が会話しないとできないが、熟慮だと一人で黙ってできるので、日本語の印象はかなり異なる。では熟議と熟慮を使い分けずに内包する *deliberation* の本質は何かというと、思索を通じて考えを形成したり変えたりすること、その行為の前後における変化である。

熟議的理性を行使するとは、理性に尋ねて考えを形成したり変えたりすることだ。そのような行為をわざわざするのが、私から公の次元へ思考を移すということである。



なぜそのようなことをせねばならないのか。それは人間が多様だからだ。

人間が一樣ならば自分も他人も同じようなものなので、わざわざ熟議的理性を行使して、意志を一般化してまで、ともに必要とする社会基盤が何かを探る必要性は乏しい。自分がいて、他者がいて、それぞれ異なるから、各自がそのような面倒な行為をする必要があるのだ。それは自分を離れるというよりは、自分のなかに深く潜り、他者と人間としての共通点を見付け、それを尊重しようとする営みである。

理性が情動より高貴だとか上位だとか言っているわけではない。理性も公的領域もそこまでの高みを欲してはいない。単に公的領域においては理性の行使が要請されるのだ。意志を一般化するとはその要請を引き受けること、そのような主体としての自分を選び取ることだ。だからこの作業は言うなればアイデンティティの選択であり、自分を放棄するわけでも離脱するわけでもない。

しばしばなされる誤解だが、一般意志を全体主義的に捉えるのは大きな誤りである。むしろそれは多様な人間が共存する基盤、自由社会の枠組みを志向するものだからだ。一般意志は差別や偏見を許容しない。社会契約はその成り立ちから、法のもとでの平等や一人一票の原則を含む、構成員間の政治的平等を重視する。これは政治的権力や政治的権威に構成員間で大きな偏りがある、全体主義的体制ではありえないことだ。

人々は社会契約により、所有権の保護や人格の尊重、そして自由の創設などを獲得する。これは「互いの認め合い」であり、それにより人々の暮らしは以前よりよきものとなる。そのために契約しようとする人間の心理の基盤は何かというと、利己心である。だが利己心といっても一通りではない。節度のあるなしで利己心の現れ方は大きく異なってくる。

社会契約をなすためには、自分のみならず他者をも尊重するという節度の心理が不可欠である。それは利他心というより、節度のある<sup>アムール・プロプル</sup>利己心である。「自分だけを尊重しろ」や「自分だけは優遇しろ」という節度なき利己心が暴れると、契約には至れない。

ではこの節度ある利己心の、根っこの感情とはどのようなものか。それは「他者との関わりの中かで、自分は軽く扱われたくない」という尊厳の感情である。この感情が暴走しないで「他者が自分を尊重するなら、自分も同様に他者を尊重しよう」という抑制の効いた心理が生まれたとき、社会契約は可能となる。

社会契約において人々は、皆が持つ権利を一つに束ねあげる。そうしてできた強大

な権利を主権と呼ぶのであった。では主権は何をするのか。

主権の役割は、一般意志に基づき、共同体内での取り決めに定めることである。これはつまり自分たちを治める規則、法を定めるということだ。すなわち主権とは立法権である。そうして生まれた法が治める社会で、共同体の構成員たちは生きることになる。法は一般意志の具体化であり、一般意志の性質上、それは構成員の全員から由来し、全員に等しく適用される。

では一般意志はどこにあるのか。まずは確認だが、ルソーの議論において「人民」とは社会契約により生まれた一個の分割不能な共同体を指すのであった。つまり人民とは、生き物である人間ではなく、概念として作られた集合体だ。よって、それ自体で精神、意志を持つ主体ではない。「人民が一般意志を持つ」といった言い方は厳密には正しくない。

一般意志はあくまで個々の人間が、自らの精神のなかに見付けていくものだ。法の制定とはそのような行為であり、ある法案が一般意志に適うか否かを調べるためには、構成員全員が参加する集会で、各自が辿り着いた判断を投票で表明して、多数決で判定する。

もう少し詳しく述べよう。投票に際して個々の構成員は、法案が一般意志に適うか否かへの自らの判断を、熟議的理性を行使したうえで表明する。そうした多数決により法案の一般意志への適否を判定するわけだ。よって自分の判断と多数決の結果が異なっても、それは自分の判断が間違っていたということになる。自分の意に沿わない結果が出たということではない。自分は一般意志の判断を見付け損ねていたのだ。

よってそうして定められた法に従うことは、多数派の意志に服従することではない。それは多数派が見付けた一般意志の判断に従うことなのだ。そして一般意志は自らの意志であるゆえ、それが定める法に従うことは、自ら定めた法に従うことを意味する。

以上が、ルソーの展開した、少数派が多数決の結果に従う正当性の根拠である。コンドルセはこの議論を強く念頭に置いていたから、投票において多数派を尊重することを重視した。ペア勝者規準はその姿勢を最も明確に具体化したものだ。

いまの議論は、いかなる条件のもとで、少数派が多数派の投票結果に従うのが正当なのかを明らかにしている。まずそれは、人々が熟議的理性を働かせた投票でなければならない。そしてそのためには、投票の対象は、そのような熟議的理性の行使が可能となるものでなければならない。人々の利害対立が鋭く意志が一般化できない対象

は、そもそも投票の対象にはならない。典型的には自由や権利の侵害に関する事柄、例えば少数民族の排除や性的少数派の抑圧を、投票で決めることはできない。

では多数決によるそうした侵害の可能性をどうやって抑え込むのか。万全の策があるわけではないが、めぼしいものを三つ挙げておこう。

一つ目は、多数決より上位の審級を、防波堤として事前に立てておくことだ。例えば、多数派が少数派を抑圧する法律ができないよう、上位の憲法がそれを禁止するというのが、立憲主義のやり方である。例えば日本だと、最高裁判所は、法律や条例などが憲法に違反している場合は無効とする、違憲立法審査権を有している。この仕組みが機能するためには、憲法が単なる多数決で簡単に改正できるものであってはならない。立憲主義は、民主主義の名のもとに非民主的なことがなされないよう歯止めをかけるものであり、民主制を適切に働かせる機能を持つ。

二つ目は、複数の機関での多数決にかけることだ。例えば、立法府を衆議院と参議院の二院に分け、両院の多数決をともにパスしないと法律を制定できないようにする。衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」は、この制度が機能した結果起こる現象である。

三つ目は、多数決で物事を決めるハードルを過半数より高くすることだ。一番高いハードルは100%、満場一致である。それは極端だと思われるかもしれないが、そもそも民主主義は多数派のためのものではなく、万人のためのものだ。満場一致のよいところは、法案の提案者が、皆が同意できるような法案を探し出さねばならないところである。ただの多数決だと、過半数の支持さえ得られれば法案が通るので、提案者は少数派に配慮する必要が乏しいし、またそこへ意識を向ける誘因が働きにくい。ハードルを過半数より高くすると、提案者がより広い層を配慮するようになる、というのは意外と見過ごされがちな重要ポイントである。

三つ目の点について、補足を加えよう。いま法案を「パスさせる」「パスさせない」という二つの選択肢を念頭に置き話を進めてきた。では選択肢が三つ以上の場合、どう考えればよいだろうか。選択肢が三つ以上のときには、一つの選択肢が満場一致で支持されるのはさすがに難しい。ではどの集約ルールがよいかというと、やはり有力なのがボルダールールである。多数決と異なり、ボルダールールで勝つためには、最大派のグループだけでなく、幅広い層からポイントを集めねばならないからだ。実際、順位の違いを距離のように数学的に取り扱えば、ボルダールールで勝つ選択肢は、他のどのような選択肢と比べても、満場一致との距離が近いという計算結果が出る。

出典：坂井豊貴『多数決を疑う－社会的選択論とは何か－』（岩波新書 2015 年）

（出題にあたって、一部、原文・図表を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。）

設問Ⅰ 陪審定理について定義したうえで、著者が、その成立のために重要であると指摘する条件について、500 字以内で説明しなさい。（100 点）

設問Ⅱ 「法案の審議で多数派の判断が一般意志に適う確率が非常に高い」ということはどのような正当性を有するのか。「一般意志」「熟議的理性」及び「主権」の内容について触れつつ、1500 字以内で説明しなさい。（200 点）